

福岡県喀痰吸引等業務の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、介護福祉士が行う喀痰吸引等の業務（以下「喀痰吸引等業務」という。）及び認定特定行為業務従事者が行う特定行為の業務（以下「特定行為業務」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(喀痰吸引等業務及び特定行為業務の登録の申請)

第2条 法第48条の3第1項の登録を受けようとする者は、喀痰吸引等業務を開始しようとする30日前までに、申請書（様式第1号-1）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

- 一 喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士の名簿（様式第1号-2）
 - 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - 三 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 四 申請者が法第48条の4各号に掲げる欠格条項に該当しないことを誓約する書面（様式第1号-3）
 - 五 申請者が法第48条の5第1項各号に掲げる登録基準に適合していることを明らかにする書類（様式第1号-4）
 - 六 喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士においては介護福祉士登録証の写し、看護師等の資格をもって喀痰吸引等業務を行う者については当該資格の免許証の写し
 - 七 施行規則第26条の3第1項第一号から第五号に掲げる事項その他必要な事項を記載した喀痰吸引等業務に関する書類（以下「業務方法書」という。）
 - 八 介護福祉士が基本研修又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4若しくは別表第5若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号）附則第2条第1項第二号の表、別表第4、別表第4の2、若しくは別表第5に定める医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合に、当該介護福祉士に対して行う実地研修が施行規則第26条の3第2項第二号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類（以下「実地研修実施方法書」という。）
- 2 前項の規定は、法附則第20条第1項の登録について準用する。この場合において、「喀

痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、「喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、「介護福祉士登録証」とあるのは「認定特定行為業務従事者認定証」と読み替えるものとし、前項第八号に規定する書類は添付不要とする。

(喀痰吸引等業務及び特定行為業務の登録)

第3条 知事は、申請者が法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録簿(様式第2号)に同条第2項各号に掲げる事項を記載することにより登録を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の登録を行わないときは、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、法附則第20条第1項の登録について準用する。

(喀痰吸引等業務及び特定行為業務の行為の追加登録の申請)

第4条 法第48条の5の登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。法附則第20条で準用する場合においては「登録特定行為事業者」という。)が喀痰吸引等業務又は特定行為業務の行為を追加して登録を受けようとする場合は、その行為を開始しようとする30日前までに、追加登録申請書(様式第1号-5)に第2条第1項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類(第八号にあっては、行為の追加により変更が生じる場合に限る。)を添えて、知事に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の行為の追加登録について準用する。

(登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の変更等の届出)

第5条 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者は、法48条の3第2項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはその変更の日の10日前までに、同項第四号に掲げる事項に変更があったときはその変更の日から30日以内に、変更登録届出書(様式第3号-1)にその事実を証する書類その他関係書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 既に登録特定行為事業者として登録を受けている者が、登録喀痰吸引等事業者の登録を受けようとするときは、その変更の日の30日前までに、変更登録届出書に第2条第1項第一号及び第六号から第八号に掲げる書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

3 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者は、喀痰吸引等業務又は特定行為業務を行う必要がなくなったときは、登録を辞退しようとする日の30日前までに、登録辞退届出書(様式第3号-2)により、知事に届出なければならない。

なお、登録されているすべての喀痰吸引等業務又は特定行為業務を行う必要がなくな

ったときは、喀痰吸引等業務又は特定行為業務を廃止するものとし、施行規則第 26 条の 3 第 2 項第二号ハに規定する帳簿を添付しなければならない。

(実地研修修了証交付状況の報告)

第 6 条 登録喀痰吸引等事業者は、実地研修修了証の交付状況について、交付年月日の属する年度の翌年度 5 月末日までに、当該年度に係る施行規則第 26 条の 3 第 2 項第二号ハに規定する帳簿の写しを提出することにより、知事に報告しなければならない。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請)

第 7 条 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）であつて法附則第 4 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者認定証（以下、「認定証」という。）の交付を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる研修の課程に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる交付申請書に、同表右欄に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

研修の課程	交付申請書	添付書類
施行規則別表第一及び別表第二の研修修了者	様式第 4 号- 1	(1) 法附則第 4 条第 3 項各号に該当しないことを誓約する書面（様式第 4 号- 3）
施行規則別表第三の研修修了者	様式第 4 号- 2	(2) 施行規則附則第 13 条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類 (3) 住民票の写し

(認定証の交付)

第 8 条 知事は、前条の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、要件を満たすと認められる者に対し、次の各号に掲げる者ごとに、その申請を受け付けた日から 30 日以内に、当該各号に掲げる様式により交付するものとする。

- 一 施行規則別表第一及び別表第二の研修を修了した者 様式第 5 号- 1
- 二 施行規則別表第三の研修を修了した者 様式第 5 号- 2

(認定証交付台帳)

第 9 条 知事は、認定証を交付したときは、認定証交付台帳（様式第 6 号）に記載するものとする。

(認定証記載事項の変更の届出)

第 10 条 認定特定行為業務従事者は、施行規則附則第 5 条各号に掲げる事項に変更があつ

たときは、その変更の日から 30 日以内に、認定証変更届出書（様式第 7 号）にその事実を証する書類その他関係書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前 2 条の規定は、前項の変更の届出について準用する。

（認定証の再交付の申請）

第 11 条 認定特定行為業務従事者は、認定証を汚損、破損、又は紛失したときは、遅滞なく、認定証再交付申請書（様式第 8 号）に当該認定証を添付（紛失した場合を除く。）して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の再交付の申請があったときは、その申請を受け付けた日から 30 日以内に、当該認定証を再交付するものとする。

（特定行為業務停止命令、認定証返納命令）

第 12 条 知事は、認定特定行為業務従事者が法附則第 4 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、様式第 9 号により特定行為の業務停止又は認定証の返納を命じるものとする。

2 知事は、他の都道府県知事から認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第 4 条第 4 項の規定により認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、様式第 10 号－1 により当該他の都道府県知事にその旨を通知するものとする。

3 知事は、他の都道府県知事から認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第 4 条第 4 項の規定により特定行為の業務を停止したときは、様式第 10 号－2 により当該他の都道府県知事にその旨を通知するものとする。

（認定証の返納）

第 13 条 認定特定行為業務従事者は、第 11 条の申請をした後に紛失した認定証を発見したとき、又は前条第 1 項の返納を命じられたとき、その他の事由により認定証を返納するときは、認定証返納届（様式第 11 号）に当該認定証を添付して知事に提出しなければならない。

2 認定特定行為業務従事者が次の表の左欄のいずれかに該当するに至った場合には、それぞれ同表の中欄に掲げる者は、遅滞なく、認定証返納届（様式第 11 号－1）に、認定証（死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合に限る。）及び同表右欄に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

発生した事実	届出者	添付書類
死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に規定する届出義務者	戸籍抄本、住民票の写し（除票）、死亡診断書等、事実を確認できるもの
法附則第 4 条第 3 項第 1 号	当該認定特定行為業務従事	心身の故障に係る届出書

に該当するに至った場合	者又は同居の親族若しくは 法定代理人	(様式第 11 号- 2) 及び医 師の診断書等の証明書類
法附則第 4 条第 3 項第 2 号 から第 4 号までのいずれか に該当するに至った場合	当該認定特定行為業務従事 者又は法定代理人	確定判決書の写し等、事実 を確認できるもの

(登録研修機関の登録の申請)

第 14 条 法附則第 6 条に基づき、法附則第 4 条第 2 項に規定する登録研修機関の登録を受けようとする者は、喀痰吸引等研修の業務を開始しようとする 90 日前までに、登録研修機関登録申請書(様式第 12 号- 1)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 三 申請者が法附則第 7 条各号に掲げる欠格条項に該当しないことを誓約する書面(様式第 12 号- 2)
- 四 申請者が法附則第 8 条第 1 項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類(様式第 12 号- 3)
- 五 法附則第 12 条第 1 項に規定する喀痰吸引等研修の業務に関する規程(以下、「業務規程」という。)

(登録研修機関の登録)

第 15 条 知事は、申請者が法附則第 8 条第 1 項各号に掲げる要件の全てに適合し、かつ、次に掲げる者でないと認められるときは、登録研修機関登録簿(様式第 13 号)に同条第 2 項各号に掲げる事項を記載することにより登録を行い、申請を受け付けた日から 60 日以内にその旨を申請者に通知するものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)から、その事業活動を支配されている法人
- 二 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反した法人で、同条例第 23 条第 1 項の規定により、同条例第 22 条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して 2 年を経過しないもの
- 三 福岡県暴力団排除条例第 25 条第 1 項第 3 号の規定により罰金の刑に処せられた法人で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しないもの

四 その役員等のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある法人

五 その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないものがある法人

六 その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないものがある法人

2 登録研修機関は、前項の通知以降に受講者を募集することができるものとする。

(登録研修機関の登録の更新)

第16条 法附則第9条第1項に基づき登録研修機関の登録を更新しようとする者は、登録の期間が満了する90日前までに、登録研修機関登録更新申請書(様式第14号-1)に第14条各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録研修機関の変更の届出)

第17条 登録研修機関は、法附則第11条に基づき法附則第8条第2項第二号から第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、その変更の日の10日前までに変更登録届出書(様式第14号-2)にその事実を証する書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 登録研修機関は、法附則第11条に基づき法附則第8条第2項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、その変更の日の60日前までに変更登録届出書(様式第14号-2)に関係書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の変更の届出があったときは、届出を受け付けた日から30日以内に、登録研修機関に対し届出を受理した旨の通知を行うものとする。

4 登録研修機関は、法附則第12条に基づき業務規程を変更しようとするときは、その変更の日の30日前までに、変更登録届出書(様式第14号-2)に変更後の業務規程を添付して知事に届け出なければならない。

(登録研修機関の業務の休廃止の届出)

第18条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を1年度以上2年度以内休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、登録研修機関の業務の休止(廃止)届出書(様式第15号)により知事に届け出なければならない。

2 前項の届出について、廃止しようとするときにあっては施行規則附則第11条第2項第

六号に基づき作成した研修修了者一覧表を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、登録研修機関から業務の廃止の届出がなく、3年度以上研修が休止された場合は、当該登録研修機関は廃止されたものとみなすこととする。

(登録研修機関の研修実施報告)

第19条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の実施状況について、修了年月日の属する年度の翌年度5月末日までに、登録研修機関実施結果報告書(様式16号)に当該年度の研修修了者一覧表の写しを添えて提出することにより、知事に報告しなければならない。

(改正省令の経過措置に基づく認定証の交付の申請)

第20条 改正法附則第14条第1項の規定による知事の認定を受けようとする者は、経過措置対象者の認定証交付申請書(様式第17号-1)に、次の各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 法附則第4条第3項各号に該当しないことを誓約する書面(様式第4号-3)
- 二 本人申立書(様式第17号-2)
- 三 第三者証明書(様式第17号-3)
- 四 実施状況確認書(様式第17号-4)

(改正省令の経過措置に基づく認定証の交付)

第21条 知事は、前条の交付の申請があったときは、その内容を審査し、要件を満たすと認められる者に対し、次の各号に掲げる者ごとに、その申請を受け付けた日から30日以内に、当該各号に掲げる様式により交付するものとする。

- 一 不特定多数の者対象 様式第18号-1
- 二 特定の者対象 様式第18号-2

第22条 第9条から第13条までの規定は、前条の交付について準用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。